

水辺だより

新潟の水辺を考える会 '93.3

はるばると 春の足音 野にひびく ……もう3月です。

植物たちはもう芽をふくらませているかな。みなさんお元気ですか？

■行事 佐湯・どんち池ウォッキングのお知らせ



久しぶりの水辺ウォッキングです。新潟市の西端のほうにある砂丘湖です。春休みに入った子供達や、会員以外の方も誘って出掛けませんか。

川もいいけど、たまには静水のほとりで立たずむのも楽しいかな。渡り鳥たちの旅立ちに間に合うかもしれない。また地名度の低いところがいい。

事前に、水辺おたくを自称する小船井さんの文章（第8回水郷水都議報告集P139～）も見られたし。

日時：3月27日（土）午後

集合：午後1時20分 (株)グリーンシグマの駐車場

TEL 025-263-1133, 263-2733 (料金)

順路：～どんち池～佐湯～（夕暮れ頃、一応解散）

～オフ'ショウ 赤塚の厚生年金スポーツセンターでトロン温泉にはいる。
(料金 500円 兼)

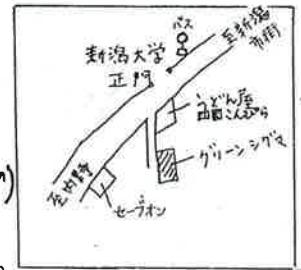
車の台数など調整しますので、参加希望者は23日頃までに

事務局まで連絡ください。帰り時間の気になる人は伝えてください。

集合場所までバスで来られる方は「新大正門バス停」、

JR越後線利用の方は「内野駅」が最寄です。

内野駅に着く方は迎えに行きます。



インフォメーション

► 1. 自然環境復元研究会 新潟大会 準備中 ◀

前にも紹介しました夏の大イベントですが、7月17・18日（土・日）に新潟大学工学部で行われます。みなさんのカレンダーに◎じるしはついてるかな？

発表者の原稿がぼちぼち届きはじめ、八木さんがチラシの作成に追われているような状況です。どんな大会になるのか、まだ見えないけど、また楽しくやりましょうよ。

そういえば日本自然保護協会の出している「自然保護」の3月号の特集は「自然復元って何？」でした。流行なのかしら。

► 2. '93年度会費 ちゃくちゃく集まる ◀

今年は集まりがよいようです。今回の便りの封筒裏に赤まるのついている方は、確かに入金が記録されている方です。会計係の川口がうっかり者のため、赤まるのついていない方でも払った記憶のある方は、連絡をください。

払込方法は①事務局に直接持込む、②郵便振替 「新潟4-12015 新潟の水辺を考える会」を利用する、です。個人会員は年間2,000円です。

また支払いがなくても急に便りが届かなくなることはありませんから、ご安心を。

► 3. 長野市で水辺に関するシンポジウムがあります ◀

しなの川交流会でおつきあいのある長野県水辺環境保全研究会が4月24・25日にシンポジウムを企画し、新潟の水辺を考える会も主催団体になっています。

これから詳細が決りましたら、また連絡します。

► 4. 今年の水郷水都全国大会は多摩です ◀

1993年8月28・29日（土・日），場所は南大沢の都立大学キャンパスを予定しています。「多摩地域という水源地域が抱える開発と保全」が大きなテーマとなる予定。実際に野外に出てワークショップを行う企画があり、面白そうです。

► 5. 会員の小川弘幸さんから、お知らせ ◀

→ P7. をみてください。（文化現場の記事）

○○○○○ ビオトープの商品名がほしい ○○○○○

ある河川公園の基本計画を委託されたので、旧河道の水溜まりとそれを囲む落葉樹群落に、格好よく「ビオトープゾーン」と名付けた。

何のことではない。サリガニもドジョウもミミズも青大将もケムシも小鳥も……みんな一緒に棲んでいて、子供達がどろんこになって遊び興じるゾーンを、公園の一角に造りたいと思ったのである。

これに「未来を担う子供達に、体験を通じた自然環境教育の場を提供する」等の説明を付ければ、模範解答の範疇である。

さて、成果品の納品当日である。

発注者「素敵な公園ができそうですね。ところで、ビオトープって何んですか」

わたくしめ「ビオはバイオで生態学又は生物でしょうか。トープはタイプで型、もしくは場、直訳すると“生物の場”ということにでもなるのでしょうか。ビオトープいう言葉は100年位前から使われ出したようですが、ドイツで実際に運動として始まったのは1970年頃からだと聞いています。開発で失われた自然を復元するために、植物や小動物が生息しやすいように配慮して作られた、小川や池のほとりをこのように呼んでいる例が多いようです。しかし……」

舌を噛みながら、冷や汗を流しながらの懸命の解説が続く。が、

発注者「難しい話ですね。次の打ち合わせが入っていますので失礼します」

というような顛末と相成ったである。

視察報告書を読み、先生方の講義聞く「ビオトープ」は、まさに「これしかない」といったものなのであるが、企画やデザインを売ることで生計を維持している者にとっては、誰の感覚にもぴったりあてはまる「対訳語」がない^やというのは、ある意味で致命的である。

ビオトープを普及させるために、教育や啓蒙活動が重要なことは論をまたないが、具体的な形を作つて行くためには、コンサル屋の「行商」が欠かせないと思うのである。

行商には簡潔な「売り声」つまり「イシャーキイモー」が必要なのである。

幸いなことに、新潟には「谷地田」（ヤツダではなくヤチダ）に代表される、ビオトープがまだ残っている。だからなおさら、「復元」と「保全」の双方に通じるビオトープの訳語が欲しいのである。

因みに、貧困な発想しか持ち合っていない私めとしては、建設省への若干のゴマスリ気分もあって、一応「「ビオトープ」（多自然区域）」としておいたのだが……。

「アンパン」や「かつ丼」を作つてヒットさせた我が民族が、ビオトープを総称する新語を生み出せない筈はないと思って、首を長くして「商品名」の誕生を待つてゐるのである。

(石月)

会員の石月竹さんに寄稿していただいたエッセイです。

みなさんからも 寄稿文を募集しております。よろしく

ラムサール条約の大きな誤解

先月の「水辺の会だより」でもお知らせしたように、2月21日に新潟市中央公民館で鳥屋野潟研究会主催でラムサール条約の学習会が開かれ、水辺の会も後援団体として参加しました。そこでのお話から、日本ではラムサール条約がかなり誤解されていることがわかりました。実は、その誤解が、登録申請を取消すというような事態を発生しているのです。

一体、私たちは何を誤解しているのか、その辺りを資料を元に整理してみました。

「ラムサール条約」の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。私たちのラムサール条約に対する誤解は、まずこの名称から始まっている。

★誤解 その1

《ラムサール条約で言うところの「湿地」は、水のある環境すべてをさす》

「湿地」と言われると、わたしたちはふつう福島潟のような場所をイメージする。ところが、ラムサール条約では湿地について非常に幅広い解釈をしている。淡水であるか、海水であるか、天然であるか、人工的であるか、永続的であるか、一時的であるか、まるで問われていない。だから、沼、河川、湖、海岸地帯、水田など、とにかく水があれば湿地であるという解釈なのである。

★誤解 その2

《水鳥がいなくても登録地になる資格はある》

その1で説明したように、水鳥は湿地の生態系の上位の動物として、水鳥が暮せる環境ならば、他の生物も暮せるということを示すシンボルとしてあげられているにすぎない。特に、水鳥の価値が重要視されてはいるが、その湿地の生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上、水文学上の重要性が認められれば登録できる。

★誤解 その3

《ラムサール条約そのものには、なんら拘束力はない》

ラムサール条約の登録地になると、なにか拘束されるのでないかと恐れが日本の自治体にはみられるが、実際には登録地になったからといってなにも規制はされない。条約自体には拘束力がないので、各国がそれぞれの国内法で対応することになる。例えば日本の場合、鳥獣保護区にしたり、自然公園法をかぶせたりして、登録地の自然を守っていく仕組および体制を整え

ていくことが必要となる。

ラムサール条約に入ることでの第一の義務は、登録指定地に関して締約国は指定湿地の生態学的特徴の変化を防止し、保全を進めるための管理計画をたて、モニタリングを行い、環境に変化がある場合速やかに事務局に報告することとされている。

★誤解 その4-----

《ラムサール条約は人間の利用を妨げる条約ではない》

ラムサール条約の基本原則には、「賢明な利用」(Wise Use)がうたわれている。これは、その湿地をサンクチュアリとして、人間を排除して守るのではなく、湿地を人が上手に利用して湿地からの生産物を利用しながら湿地と共存していくという持続的な利用を意味している。例えば、伝統的な狩猟・漁業などはその最たるものであるし、またここ数年注目されてきているエコツーリズムなども賢明な利用といえよう。「生活の発展」と「生態系の維持」の両方を成立させるシステムをつくりあげていくことがラムサール条約の目指すものである。

というように、ラムサール条約が大きく勘違いされていると思われる点を並べてみました。「条約」と聞いただけで、なにやら拒否反応がでてしまう人が多いような日本ですが、ラムサール条約は実は大らかで曖昧なものです（と中村玲子さんがおっしゃっています）。

また「賢明な利用」は世界の20ヶ所でケーススタディが進められているということですが、これからわたしたちが取組んでいくべき重要な方向性の一つであると思います。保護と開発が対立する図式ではない、持続可能な開発という時間軸を中心とした考え方を、現代はもっともつと取込んでいかなければならない状況にきてると思います。

今年は釧路市で第5回ラムサール条約締約国会議が開催されます。そこでは、アジアやアフリカの例などが報告されるとのことです。日本で開催されることの意義を、私たちはもっと確認しあうべきだなあ……と思いました。

(文責：八木)

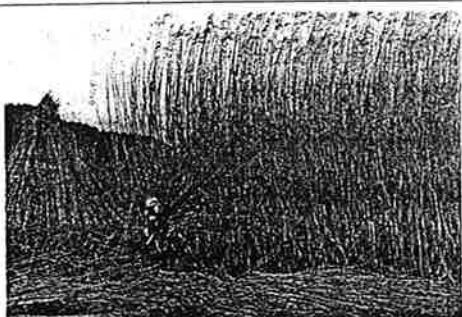
ラムサール条約に関する情報は「ラムサールセンター」までご連絡して下さいとのこと

〒160 新宿区新宿2-2-10 ソニープラザ606

TEL. 03(3350)5046 FAX. 03(3350)5855

参考資料：○「水情報 Vol. 12 No. 10 特集：湿地」

○1993. 2. 21. ラムサール条約学習会資料（新潟市中央公民館）



ラムサール条約の登録湿地となる見通しの琵琶湖。ヨシ原など多様な自然環境を残す



ラムサール条約の登録湿地となる見通しの北海道東部の霧多布湿原

ラムサール条約登録湿地

水鳥の生息地などとして国際的に貴重な湿地を保全するラムサール条約の登録地に、北海道の霧多布(き)賀與の琵琶湖、石川県の片

川(へかんべうしがわ)流

野の鴨池の五カ所が二十二日までに、新たに指定されると見通しとなった。

地元自治体との協議がほ

琵琶湖など新たに5カ所

6月の認定を目指す

環境庁開発絡み琵琶湖先送り



ば整ったため、環境庁は自然環境保全審議会が生じた物部会の了承を得た上で条例事務局に申請。六月北海道釧路市で開催の条約締約国会議までに認定を受ける見通し。

流域は北海道東部にある湿原で、ガン、カモ、ハクチヨウなどの飛来地。環境庁はこれまで登録候補地にはずしていいるが、この二万所に

はまだ設定がないため、ま

たいと考えた。

これにより日本の登録湿地は割合湿地など既指定の四カ所と合わせ九カ所となる。

しかし、登録候補地だつた北海道の霧多布(き)賀與の琵琶湖などは、

地とみなす。

谷津干潟は東京湾に残る数少ない干潟の一つで、国有地だったため埋め立てを免れた。シギ、チドリなど渡り鳥の中継地。干潟としては日本唯一の登録湿地となる。

琵琶湖は自然環境が多様で、日本で最大の淡水湖、琵

島と風蓮(ふうれん)湖、

北浦原町の琵琶湖などは、

みで元などとの調整が難航している。

琵琶湖は自然環境が多様で、日本で最大の淡水湖、琵

島と風蓮(ふうれん)湖、

北浦原町の琵琶湖などは、

みで元などとの調整が難

航している。

琵琶湖は自然環境が多様で、日本で最大の淡水湖、琵

島と風蓮(ふうれん)湖、

北浦原町の琵琶湖などは、

みで元などとの調整が難

航している。

琵琶湖は自然環境が多様で、日本で最大の淡水湖、琵

島と風蓮(ふうれん)湖、

北浦原町の琵琶湖などは、

みで元などとの調整が難

航している。

反対の理由ない

町長

豊かな
マルゴ
みそ

琵琶湖は文化庁が主導する国指定の天然記念物である。ラムサール条約登録地であり、発規制などは現状と変わらない。環境庁は、文化庁との協議を進めている。この過程で両庁間の話し合いがない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と話している。

吉川正夫町長は「ラムサール条約は登録されても開発規制などは現状と変わらない。環境庁は、文化庁との協議を進めている。この過程で両庁間の話し合いがない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と話している。

鳥飛来地。ピーク時には越冬する。淡水の池と周辺の水田からなり、江戸時代から漬け地として反対の理由はない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と期待して結果を待たたれていても、群衆は認められない」と話している。

琵琶湖は文化庁が主導する国指定の天然記念物である。ラムサール条約登録地であり、発規制などは現状と変わらない。環境庁は、文化庁との協議を進めている。この過程で両庁間の話し合いがない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と話している。

鳥飛来地。ピーク時には越冬する。淡水の池と周辺の水田からなり、江戸時代から漬け地として反対の理由はない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と期待して結果を待たたれていても、群衆は認められない」と話している。

鳥飛来地。ピーク時には越冬する。淡水の池と周辺の水田からなり、江戸時代から漬け地として反対の理由はない。琵琶湖が国際的に認められるとは大変結構ない」と期待して結果を待たたれていても、群衆は認められない」と話している。

インフォメーション

► 1. 自然環境復元研究会 新潟大会 準備中 ◀

前にも紹介しました夏のイベントですが、7月17・18日（土・日）に新潟大学工学部で行われます。みなさんのカレンダーに◎じるしはついてるかな？

発表者の原稿がぼちぼち届きはじめ、八木さんがチラシの作成に追われているような状況です。どんな大会になるのか、まだ見えないけど、また楽しくやりましょうよ。

そういえば日本自然保護協会の出している「自然保護」の3月号の特集は「自然復元って何？」でした。流行なのかしら。

► 2. '93年度会費 ちゃくちゃく集まる ◀

今年は集まりがよいようです。今回の便りの封筒裏に赤まるのついている方は、確かに入金が記録されている方です。会計係の川口がうっかり者のため、赤まるのついていない方でも払った記憶のある方は、連絡をください。

払込方法は①事務局に直接持込む、②郵便振替 「新潟4-12015 新潟の水辺を考える会」を利用する、です。個人会員は年間2,000円です。

また支払いがなくても急に便りが届かなくなることはありませんから、ご安心を。

► 3. 長野市で水辺に関するシンポジウムがあります ◀

しなの川交流会でおつきあいのある長野県水辺環境保全研究会が4月24・25日にシンポジウムを企画し、新潟の水辺を考える会も主催団体になっています。

これから詳細が決りましたら、また連絡します。

► 4. 今年の水郷水都全国大会は多摩です ◀

1993年8月28・29日（土・日），場所は南大沢の都立大学キャンパスを予定しています。「多摩地域という水源地域が抱える開発と保全」が大きなテーマとなる予定。実際に野外に出てワークショップを行う企画があり、面白そうです。

► 5. 会員の小川弘幸さんから、お知らせ ◀

→ P7. をみてください。（文化現場の記事）

水辺の詩

水は うたいます

まど・みちお

水は うたいます

川を はしりながら

海になる日の びょうびょうを

海だった日の びょうびょうを

雲になる日の ゆうゆうを

雲だった日の ゆうゆうを

雨になる日の ざんざかを

雨だった日の ざんざかを

虹になる日の やっぽーを

虹だった日の やっぽーを

雪や氷になる日の こんこんこんこんを

雪や氷だった日の こんこんこんこんを

水は うたいます

川を はしりながら

川であるいまの どんとこを

水である自分の えいえんを

「せんねん まんねん まど・みちお」童話屋より

新潟の水辺を考える会

〒950-21 新潟市大学南1丁目7821-5
電話 (025) 263-2733